

「知的財産推進計画 2026」と「AI法に基づく基本計画（素案）」における生成 AI 関連施策の整合性課題に関する調査報告

Manus

1. はじめに

本報告書は、2026年6月12日に決定された「知的財産推進計画 2026～成長戦略を支える知財戦略の推進～」(以下、「知財計画 2026」)と、2026年6月19日にパブリックコメントに付された「人工知能基本計画(素案)」(以下、「AI基本計画素案」)の間における、生成 AI 関連施策の整合性に関する課題を調査・分析したものである。両文書は、日本の AI 政策と知的財産政策の中核をなすものであり、その間の整合性は、AI 技術の発展と権利保護の両立において極めて重要である。

2. 各文書における生成 AI 関連施策の概要

2.1 知的財産推進計画 2026

知財計画 2026 では、知的財産を国家の成長戦略の中核に据え、AI 時代における「創造・保護・活用」を推進している [1]。生成 AI に関する主な施策は以下の通りである。

- **プリンシプル・コードの制定:** 「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)」(以下、「プリンシプル・コード」)の制定と国内外への周知を図る [1] [2]。
- **対価還元の推進:** クリエイター等への対価還元を促す枠組みの構築を促進する [1]。
- **民事救済措置の検討:** 知財侵害抑止のため、損害回復と侵害者利益の剥奪を確実にする民事救済措置の規定導入を検討する [1]。

2.2 人工知能基本計画（素案）

AI 基本計画素案は、2025 年 5 月に成立した「AI 法」に基づき、AI 関連技術の研究開発と活用の推進に関する施策を定めるものである [3]。主な施策は以下の通りである。

- **イノベーション促進とリスク対応の両立:** 「AI の信頼性を高める」ことを中核価値とし、透明性・公平性・安全性を確保する [3]。
- **サイバーセキュリティ対策:** 米アンソロピックの「クラウド・ミュトス」級の高性能 AI によるサイバー攻撃を安全保障上のリスクと位置づけ、防御強化を図る [4] [5]。
- **法制度の不断の見直し:** 技術進歩に対応するため、AI 推進法などの法制度を「能動的かつ不断に見直す」 [4]。

3. 両文書間における整合性の課題

両文書の生成 AI 関連施策を比較・分析した結果、以下の点で整合性に関する課題が認められる。

3.1 「プリンシプル・コード」の法的拘束力と実効性に関する課題

知財計画 2026 で推進される「プリンシプル・コード」は、法的拘束力を持たない「ソフトロー」であり、「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式を採用している [2] [6]。しかし、日本新聞協会等の権利者団体からは、強制的な開示や罰則がないため実効性に懸念が示されており、従わない事業者に対する法制化の検討が求められている [7]。

一方、AI 基本計画素案では、高性能 AI のリスクに対して「不断に法改正」を行うなど、法制度（ハードロー）による対応を重視する姿勢が見られる [4]。知財保護についてはソフトロー（プリンシプル・コード）に依存する知財計画 2026 と、リスク対応においてハードローを志向する AI 基本計画素案との間で、規制手法のアプローチに差異があり、実効性確保の観点から整合性に課題がある。

3.2 著作権法第 30 条の 4 と「対価還元」の法的枠組みの不一致

知財計画 2026 では「クリエイター等への対価還元を促す枠組みの構築」が掲げられている [1]。しかし、現行の著作権法第 30 条の 4（情報解析のための利用）では、原則として AI 学習のための著作物利用が許諾なしに可能（非享受利用）であり、法的な対価請求権は規定されていない [6]。

AI 基本計画素案が推進する「AI 利活用の加速的推進」は、この著作権法第 30 条の 4 を前提としているが、知財計画 2026 が目指す「対価還元」を実現するための具体的な法的根拠が両文書間で明確にリンクしていない。ソフトローによる自主的な対価還元に留まるのか、あるいは著作権法改正等による法的な権利化を目指すのかについて、政策の方向性に乖離が生じる恐れがある。

3.3 「robots.txt」等のオプトアウト手段の法的扱いの曖昧さ

プリンシプル・コード案では、知的財産権保護のための措置として「robots.txt」等によるオプトアウト（学習拒否）の尊重を事業者に求めている [6]。しかし、著作権法第 30 条の 4 の解釈上、「robots.txt」による拒否が直ちに「著作権者の利益を不当に害する」として権利制限の例外（学習禁止）に該当するかどうかは、現時点で法的に確立されていない [6] [7]。

AI 基本計画素案において「適正性の確保」が謳われているものの、知財計画 2026 が推進するオプトアウトの尊重が、単なる事業者の自主的努力（ソフトロー）なのか、法的義務（ハードロー）に昇華されるべきものなのかについて、両政策間の整合性が図られていない。

3.4 国際的な競争条件（レベルプレイングフィールド）の不均衡

プリンシプル・コードは、日本の事業者には事実上のコンプライアンス要求として機能しやすい一方、法的拘束力がないため、海外の巨大 IT 企業等が遵守しない可能性がある [6]。日本新聞協会も「順守する事業者との公正な競争という観点からも問題」と指摘している [7]。

AI 基本計画素案は「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」を目指し、国際競争力の向上を掲げているが [3]、知財計画 2026 のソフトローアプローチが国内事業者にのみ過度な負担を強いる結果となれば、AI 基本計画素案の目標と矛盾する結果を招く課題がある。

4. 結論

「知的財産推進計画 2026」と「人工知能基本計画（素案）」は、いずれも「AI技術の推進」と「リスク対応・権利保護」の両立を目指している点で基本理念は共通している。しかし、具体的な施策レベルにおいて、知財保護を「ソフトロー（プリンシプル・コード）」で進めようとする知財計画 2026 と、サイバーセキュリティ等のリスク対応において「ハードロー（法改正）」を志向する AI 基本計画素案との間で、規制手法の実効性と整合性に課題が認められる。

特に、著作権法第 30 条の 4 を前提とした AI 開発の推進と、クリエイターへの「対価還元」や「オプトアウトの尊重」をどう法的に整合させるかについて、両計画間で明確な橋渡しが必要である。

参考文献

- [1] [内閣官房「知的財産推進計画 2026 ～成長戦略を支える知財戦略の推進～」](#) [2] [ユアサハラ法律特許事務所「知的財産推進計画 2026 – AI 技術の進展と知的財産」](#) [3] [BUSINESS LAWYERS「日本版 AI 法の概要と企業への影響」](#) [4] [日本経済新聞「ミユトス級 AI 対処へ『不断に法改正』政府案、悪質利用に罰則視野」](#) [5] [毎日新聞「AI によるサイバー攻撃への防御強化 政府が基本計画の改正案」](#) [6] [骨董通り法律事務所「機械学習パラダイス・日本における AI ソフトロー『AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）』」](#) [7] [日本新聞協会「『生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）』に対する意見」](#)